

特定保健指導の外部委託に関する調書

「特定保健指導の外部委託に関する基準」（平成 25 年厚生労働省告示第 92 号）を項目別に記載しています。該当する場合は○を、該当しない場合は×を記入してください。

1 人員に関する基準

1	特定保健指導の業務を統括する者（特定保健指導を実施する施設において、動機付け支援及び積極的支援の実施その他の特定保健指導に係る業務全般を統括管理する者）が、常勤の医師、保健師又は管理栄養士であること。	
2	常勤の管理者（特定保健指導を実施する施設において、特定保健指導に係る業務に付随する事務の管理を行う者）が置かれていること。ただし、事務の管理上支障がない場合は、特定保健指導を行う施設の他の職務に従事し、又は同一の敷地内にある他の事業所、施設等における職務に従事することができるものとする。	
3	動機付け支援又は積極的支援において、初回の面接、特定保健指導の対象者の行動目標、行動計画の作成、行動計画の実績評価を行う者は、医師、保健師又は管理栄養士であること。	
4	積極的支援において、積極的支援対象者ごとに、特定保健指導支援計画の実施について統括的な責任を持つ医師、保健師又は管理栄養士が決められていること。	
5	動機付け支援又は積極的支援のプログラムのうち、動機付け支援対象者又は積極的支援対象者に対する食生活に関する実践的指導は、医師、保健師、管理栄養士又は厚生労働大臣が定める食生活の改善指導に関する専門的知識及び技術を有すると認められる者により提供されること。	
6	動機付け支援又は積極的支援のプログラムのうち、動機付け支援対象者又は積極的支援対象者に対する運動指導に関する実践的指導は、医師、保健師、管理栄養士又は厚生労働省が定める運動指導に関する専門的知識及び技術を有すると認められる者により提供されること。	
7	動機付け支援又は積極的支援のプログラムの内容に応じて、事業の再委託先や他の健康増進施設等と必要な連携を図ること。	
8	特定保健指導実施者は、国、地方公共団体、医療保険者、日本医師会、日本看護協会、日本栄養士会等が実施する一定の研修を修了していることが望ましい。	
9	特定保健指導の対象者が治療中の場合には、4 に規定する統括的な責任を持つ者が必要に応じて当該対象者の主治医と連携を図ること。	

2 施設、設備等に関する基準

1	特定保健指導を適切に実施するために必要な施設及び設備等を有していること。	
2	個別支援を行う際に、対象者のプライバシーが十分に保護される施設及び設備等が確保されていること。	
3	運動に関する実践的指導を行う場合には、救急時における応急処置のための体制が整っていること。	
4	健康増進法第25条に規定する受動喫煙の防止措置が講じられていること（医療機関においては、患者の特性に配慮すること）。	

3 特定保健指導の内容に関する基準

1	厚生労働大臣が定める特定保健指導の実施方法に準拠したものであり、科学的根拠に基づくとともに、特定保健指導の対象者の特性並びに地域及び職域の特性を考慮したものであること。	
2	具体的な動機付け支援又は積極的支援のプログラム（支援のための材料、学習教材等を含む。）は、保険者に提示され、保険者の了解が得られたものであること。	
3	最新の知見及び情報に基づいた支援のための材料、学習教材等を用いるよう取り組むこと。	
4	個別支援を行う場合は、特定保健指導の対象者のプライバシーが十分に保護される場所で行われること。	
5	委託契約の期間中に、特定保健指導を行った対象者から当該特定保健指導の内容について相談があった場合は、相談に応じること。	
6	特定保健指導の対象者のうち特定保健指導を受けなかった者又は特定保健指導を中断した者に対しては、特定保健指導の対象者本人の意思に基づいた適切かつ積極的な対応を図ること。	

4 特定保健指導の記録等の情報の取扱いに関する基準

1	特定保健指導に関する記録を電磁的方法により作成し、保険者に対して当該記録を安全かつ速やかに提出すること。	
2	保険者の委託を受けて、特定保健指導に用いた詳細な質問票、アセスメント、具体的な指導の内容、フォローの状況等を保存する場合には、これらを適切に保存し、管理すること。	
3	法第30条に規定する秘密保持義務を遵守すること。	
4	個人情報の保護に関する法律及びこれに基づくガイドライン等を遵守すること。	
5	保険者の委託を受けて特定保健指導の結果を保存する場合には、医療情報の安全管理を徹底すること。	

6	<p>インターネットを利用した支援を行う場合には、医療情報の安全管理を徹底し、次に掲げる措置等を講じることにより、外部への情報漏洩、不正アクセス、コンピュータ・ウイルスの侵入等を防止すること。</p> <p>ア 秘匿性の確保のための適切な暗号化、通信の起点及び終点の識別のための認証並びにリモートログイン制限機能により安全管理を行うこと。</p> <p>イ インターネット上で特定保健指導の対象者が入手できる情報の性質に応じて、パスワードを複数設けること。</p> <p>ウ インターネット上で特定健康診査の結果のデータを入手できるサービスを受けることについては、必ず本人の同意を得ること。</p> <p>エ 本人の同意を得られない場合における特定健康診査の結果のデータは、インターネット上で特定健康診査の結果のデータを入手できるサービスを受ける者の特定健康診査の結果のデータとは別の場所に保存することとし、外部から物理的にアクセスできないようにすること。</p>	
7	<p>特定保健指導の結果の分析等を行うため、保険者の委託を受けて特定保健指導の結果に係る情報を外部に提供する場合には、分析等に当たり必要とされる情報の範囲に限って提供するとともに、提供に当たっては、個人情報のマスキングや個人が特定できない番号の付与等により、当該個人情報を匿名化すること。</p>	

5 運営等に関する基準

1	<p>特定保健指導の利用が容易になるよう、土、日、祝日、夜間に特定保健指導を実施するなど、利用者の利便性に配慮し、特定保健指導の実施率を上げるよう取り組むこと。</p>	
2	<p>保険者の求めに応じ、保険者が特定保健指導の実施状況を確認する上で必要な資料の提出等を速やかに行うこと。</p>	
3	<p>特定保健指導を行う際に、商品等の勧誘、販売等を行わないこと。また、特定保健指導を行う地位を利用した不当な推奨、販売等を行わないこと。</p>	
4	<p>特定保健指導実施者に必要な研修を定期的に行うこと等により、当該実施者の資質の向上に努めること。</p>	
5	<p>特定保健指導を適切かつ継続的に実施することができる財務基盤を有すること。</p>	
6	<p>保険者から受託した業務の一部を再委託する場合には、保険者との委託契約に、再委託先との契約においてこの告示で定める基準に掲げる事項を遵守することを明記すること。</p>	

	運営についての重要事項として次に掲げる事項を記した規程を定め、当該規程の概要を、保険者及び特定保健指導の利用者が容易に確認できる方法（ホームページ上での掲載等）により、幅広く周知すること。 ア 事業の目的及び運営の方針 イ 統括者の氏名及び職種 ウ 従業者の職種、員数及び職務の内容 エ 特定保健指導の実施日及び実施時間 オ 特定保健指導の内容及び価格その他の費用の額 カ 事業の実施地域 キ 緊急時における対応 ク その他運営に関する重要な事項	
7	特定保健指導実施者に身分を証する書類を携行させ、特定保健指導の利用者等から求められたときは、これを提示すること。	
9	特定保健指導実施者の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行うとともに、特定保健指導を行う施設の設備及び備品等について衛生的な管理を行うこと。	
10	虚偽又は誇大な広告を行わないこと。	
11	特定保健指導の利用者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じるとともに、苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録すること。	
12	従業者及び会計に関する諸記録を整備すること。	
13	保険者から受託した業務の一部を再委託する場合には、以下の事項を遵守すること。 ア 委託を受けた業務の全部又は主たる部分を再委託してはならないこと。 イ 保険者との委託契約に、再委託先との契約においてこの基準に掲げる事項を遵守することを明記すること。 ウ 保険者への特定保健指導の結果報告等に当たっては、再委託した分も含めて一括して行うこと。 エ 再委託先及び再委託する業務の内容を 7 に規定する規程に明記するとともに、7 に規定する規程の概要にも明記すること。 オ 再委託先に対する必要かつ適切な監督を行うとともに、保険者に対し、再委託する業務の責任を負うこと。	

上記のとおり、平成 25 年厚生労働省告示第 92 号の「第 2 特定保健指導の外部委託に関する基準」を全て満たしています。

所 在 地

名 称

代 表 者 名

特定保健指導の外部委託基準の人員に関する調書

年　月　日

大阪市福祉局長 様

事務所所在地

商号又は名称

代表者名

次のとおり、報告します。

1 特定保健指導の業務を統括する者

【動機付け及び積極的支援の実施、その他の特定保健指導に係る業務全般を統括管理する者をいう。】

氏名： (資格の名称)

決定していない場合の予定資格 ()

2 常勤の管理者

氏名：

3 初回面接、特定保健指導の対象者の行動目標及び行動計画の作成並びに当該行動計画

の実績評価を行う者 (資格は1名につき1資格のみ記入してください。)

氏名： ほか 名
・医師 名 ・保健師 名
・管理栄養士 名 ・看護師 (実務経験者※) 名
・決定していない場合の予定資格 ()
※ 平成20年4月時点において1年以上、保険者又は事業主が実施する生活習慣病予防に関する相談及び教育の業務に従事した経験を有する看護師。以下同じ。

4 食生活に関する実践的指導者 (資格は1名につき1資格のみ記入してください。)

氏名： ほか 名
・医師 名 ・保健師 名
・管理栄養士 名 ・看護師 (実務経験者※) 名
・その他 (資格：) 名
・決定していない場合の予定資格 ()

5 運動に関する実践的指導者 (資格は1名につき1資格のみ記入してください。)

氏名： ほか 名
・医師 名 ・保健師 名
・管理栄養士 名 ・看護師 (実務経験者※) 名
・その他 (資格：) 名
・決定していない場合の予定資格 ()

6 保健指導実践者育成研修プログラムの受講者割合

() %